

●入社のご挨拶

はじめまして！10月の後半に入社いたしました、谷 直子と申します。

皆様はご自分の誕生日はお好きでしょうか？誕生日って誰もが平等に主役になれる日ですよ。ですが、私は準主役、良くてW主役にしかかったことがありませんでした。というのも、兄が一人いるのですが、ちょうど三歳年上なのです。三年前の同じ日に生まれました。ですので、ケーキは二人で一つ、お誕生日会は同時開催。大きくなって、友人にお祝いしてもらって、一人でロウソクを吹き消したことがありませんでした。

そんなちょっと不遇な(?)子供時代を過ごしたのは千葉県松戸市というところ。典型的なベッドタウンでこれといって名物はないのですが、意外に歴史は古く、縄文時代の遺跡や古墳があります。葛飾柴又の方が有名ですが、矢切の渡しは松戸だったりもします。そして、現代ではラーメン激戦区と言われてます。

さらに！日本全国のほとんどの人が知っているであろう有名なものが一つあります。それは・・・「マツモトキヨシ」です！マツモトキヨシさんは元松戸市長です。「すぐやる課」というそのまんまなネーミングの課をつくった方です。小学校で習いました。

というわけで、松戸市の紹介をしてきましたが、最近引っ越し、都民になりました。来月は都内某所をご案内したいと思っています。短いご挨拶となりましたが、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。



町なか放浪記

長谷川

●JR東日本「赤羽駅」

今回は、東京都北区にございます、JR東日本「赤羽」駅に降りました。赤羽駅は2015年にドラマ「山田孝之の東京都北区赤羽」で注目を浴びたのが記憶に新しいかと思えます。今回は下町の飲み屋街のイメージがある赤羽駅を散策します。

西口を降りてみると意外にもロータリーを囲み、イトーヨーカドー等の商業施設が複数あるだけでなく、高架下には小さなショッピングモールがあり、買い物や生活しやすい印象を受けました。

西口から高架下をくぐり抜け東口に出ると、「1番街」と大きく掲げられた看板が見えてきます。この看板をくぐり抜けると飲み屋街のイメージ通りの居酒屋が立ち並びます。中でも、昼間から行列ができていいるお店がありました。「まるますや」さんです。孤独のグルメにも取り上げられており、朝から飲める居酒屋として有名なお店です。また、他にもアーケードになっている「シルクロード」の通りには軒先に椅子が並べられており、昼間から楽しそうにお酒を飲んでいる人が沢山いました。

1番街を抜け東に歩くと、荒川と隅田川を仕切っていた水門「旧岩淵水門」を見ることが出来ます。旧岩淵水門は通称、「赤水門」と呼ばれ、赤色の水門が目を引き付けます。東京都選定歴史的建造物に指定されており、昼間に是非見に行かれてはいかがでしょうか。



人生ノリNoriダイアリー♪

福島

●縁起物

毎日の生活などで、何かルーティン的なことをされることはありますでしょうか。靴は右から履く、歩き始めは左から出るなど、人それぞれにルーティンはあるのではないかと勝手に推測しています。

私のルーティンといえば、毎月1日には明治神宮さんに朔日詣りをする事です。もう10年近くになりますが、毎月の日課としています。事務所が代々木ですので、せっかく近くにいさせていだくのですからお詣りしないとはもったいないと思いき、事務所に行く前にお詣りするようになりました。人気も少ない時間帯は静寂ですし、清々しい気持ちになれます。

また、それに似たような感じで、毎年酉の市になると熊手を買いに行っています。ここまで書くと、他力本願で生きているようにも思えてきますが、神様に感謝を伝えることはとても大切なことだと思いますし、それによって守られていると感じられることが自分を支えているといえます。

今年も一の酉に行って、来年の幸運を願っていただきました。

毎日のルーティン、毎月のルーティン、毎年のルーティン、それぞれやることは異なっても、いずれ自分に返ってくると信じて続けていきます。



2018  
12  
Dec

A i Contact



【今月号のLINE UP】

- ・平成30年からの年末調整
- ・人事労務基礎講座
- ・経営者のための9つの力「年休の一斉付与」
- ・今日から都民！（前編）
- ・町なか放浪記 JR東日本「赤羽駅」
- ・ノリNoriダイアリー「縁起物」

長崎ランタン祭り（長崎県長崎市）

長崎県長崎市新地町で1年に一度冬に開かれる長崎ランタン祭り、「長崎に息づく異国CHINAの発見」をコンセプトとし、新地中華街の中に約1万5千個ものランタンが飾られます。長崎新地中華街に中国の伝統的な門である牌坊（はいぼう）が建設されたことを期に、中国振興組合によって観光振興のイベントとして始まった灯籠祭に始まり、今では長崎の一大イベントとして知られています。（小山）

AI See You



私たちは、企業と人財の発展を見守り、適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします

社会保険労務士法人 あい事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階  
Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352  
URL <https://ai-sr.or.jp> / Email [info@ai-sr.or.jp](mailto:info@ai-sr.or.jp)

1年間に支払われた給与や源泉徴収税の金額を、年末に調整し過不足を清算する年末調整。一年の中で、重要な手続きの内の一つです。この年末調整が今年から大きく変わりました。ミスなく円滑に手続きを出来るよう、平成30年の年末調整の変更点を、一つ一つ見ていきましょう。

## ●控除申告書が2枚に分かれます

今回の年末調整の中で、一番の大きな変更点が控除申告書の分離です。今まで、「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」として1枚だったものが、今年から以下の2枚に分かれます。

- 『給与所得者の配偶者控除等申告書』
- 『給与所得者の保険料控除申告書』

内容は「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」とさほど変わりません。しかし、なぜ分離したのでしょうか。それは本人（控除を受ける人）の給与収入により、「配偶者控除」、「配偶者特別控除」の額が変わるようになったからです。それでは、より詳しく見ていきましょう。

## ●配偶者特別控除の適用範囲が拡大し、控除適用に所得制限が設けられました

税法改正から、配偶者特別控除の適用を受けれる人の範囲が拡大しました。また、配偶者控除が下図の通り改正され、**合計所得が1000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用は受けることは出来ない**とされました。配偶者控除金額について下図を参照してみましょう。

<改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表>（老人控除対象配偶者は金額が異なります）

		所得者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	900万円超1000万円以下
配偶者控除	配偶者の合計所得38万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円
	85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円

給与所得者の合計金額が900万円を越える場合、それに伴い配偶者の控除金額が減少するようになりました。控除を受けることの出来る配偶者の幅が広がる代わりに、給与所得者の給与により控除される金額に制限を受ける配偶者もいるということが注意点です。

所得者の合計所得が**950万円**、配偶者の合計所得が**90万円**の夫婦を例に挙げますと、控除される金額は**24万円**になりますね。この時、合計所得金額における「**超**」と「**以下**」に**注意が必要**です。また、図の通り控除される金額は所得の金額に比例して減額しない点にも注意して下さい。

## ●配偶者控除の場合も要提出となります

配偶者控除の場合は、今までも申告書に記入欄がありましたので、違和感は少ないはずですが。これに比べて、配偶者控除の適用を受けている従業員では、「配偶者控除等申告書」の提出漏れが発生することが予想されます。配偶者控除の場合は、今年から**記入・提出が必要**であることを、従業員へ周知させておきましょう。

## ●「配偶者控除等申告書」の提出漏れは、「源泉控除対象配偶者」の記載でチェック出来ます

新しい様式である「配偶者控除等申告書」の記入は不慣れな方がほとんどです。従業員が「配偶者控除等申告書」を出し忘れていないか、この点においては「**扶養控除等（異動）申告書の源泉控除対象配偶者**」の記入がある場合は、「**配偶者控除等申告書**」の提出が**必須**となりますので、二つの書類の対比で提出漏れを未然に防ぐことができます。

登場人物



恩田社長⇒某中小企業の代表。1代で今の会社を築きあげた敏腕社長。温厚で社員からも好かれている。



佐伯社労士⇒雅（みやび）社労士事務所所属する、入社3年目の社労士。ジムに通うなど、公私のバランスを日頃から大事にしている。湿気に弱いウセ毛が悩み。

## ●入院前には「限度額適用認定証」の発行を!!

社長：「12月に入ってかなり寒くなったなあ。こりゃあ気を付けないと私もすぐに体調を崩しかねないな」

佐伯：「社長、こんにちは!本当に寒くなりましたね。私は不覚にも風邪を引いてしまい、三連休はずっとベッドの上で過ごしておりました…ハックシュン!!」

社長：「おやおや、お大事になさってください。そんな時に質問してしまって申し訳ないのですが、実はうちの社員で肺炎をこじらせてしまい、来週早々には入院しないとならないものがいましてね。入院ともなると費用がすごくかかるじゃないですか。事前に何かしてあげられることってないのかを一応確認しておきたくて」

佐伯：「それは大変です。確かに入院となりますと病気はもちろんです、費用面でも大変不安ですからね。そういう時は、少しでも治療に集中してもらうために、入院される方へ「限度額適用認定証」の発行をご提案されてはいかがでしょうか」

社長：「限度額認定証…?先生、それは一体どういうものなんですか??」

佐伯：「「限度額適用認定証」とは、70歳未満で入院される方や外来で療養を受ける方が、健康保険証と併せて保険医療機関、保険薬局等の窓口へ提出することで、窓口支払を自己負担限度額までに留めてくれるんです」

社長：「それは大事な書類ですね!ちなみに、申請するにあたり注意する点は何かありますか?」

佐伯：「申請書には、会社の証明をする必要ありませんが、ご本人の捺印が必要となります。また、稀にですが、その方の健康保険証の写しも提出しなければならないこともありますので、その点は保険者である協会、又は健保組合に確認しておく必要があります」

社長：「なるほど、わかりました。ではさっそく申請書に入院予定者の捺印をもらってきます。それとついでに健康保険証のコピーも念のためもらっておこうかな」

佐伯：「あ、それと申請書に使用する期間を記入するのですが、いつまでご入院される予定ですか?」

社長：「来週からなので12月9日から12月18日くらいまでって言ってたかな。あまり長期ではないようなのでよかったですよ」

佐伯：「そうでしたか!短期間で済むようでしたらよかったですね!ちなみにですが、認定証は、療養の期間に合わせて最長1年間の範囲で作成することができますので、入院期間+1か月くらいを使用する期間として申請しておくとお安心ですよ」

社長：「何も無いのが一番ですが、念のため期間を長く取っておいた方が安心ですもんね」

佐伯：「病気が治ったり、使用期間が過ぎたら、認定証は保険者に返納しないといけませんので、ご本人様にお伝えください」

# 経営者のための「9つの力」

会社の成長戦略を進めていく中で、これだけはおさえおくと、きっと社長の力になれる!というものをピックアップしていきます。ぜひ、貴社のスタイルと照らし合わせてみてください。

## ●「年休の一斉付与」

来年の労働基準法改正に向けて、年次有給休暇（以下「年休」）の取扱いに関するお問い合わせが増えてきました。年休は、入社して6ヶ月経過すると10日付与されることとなりますが、10日以上付与される方については、年間5日の取得が義務付けられます。これは中小の事業所においても経過措置はなく法制化されます。

付与日（基準日）から起算して1年間の内に休ませなければ、罰金等の罰則もありますので、要注意な改正項目です。

取得させなければならないことはご承知かと思いますが、管理方法も煩雑になることから、その対応についても検討しなければなりません。これまでのような年休管理簿でも可能な範囲であればよいのですが、一人一人の入社日に合わせて付与している場合には、毎月のように取得状況の管理が必要になります。

仮に、付与日から6ヶ月経過した段階で年休の取得が3日の方がいれば、残りの6ヶ月で取得するように促すわけですが、これが人数が多いときには毎月行うというものです。従業員数が多い事業所においては、かなり煩雑になることが予想されます。

その対策としては、年に1回や2回の基準日を設けることも一つの考え方です。中途採用の方にも、最初から年休を一定日数付与し、翌年の4月などに他の従業員と合わせるように一斉付与に切り替えるというものです。弊所のお客さまでも採用されている事業主さまは多いのですが、働いていない人に対してなぜあらかじめ年休を付与しなければならないのかという懸念も残るのは事実です。しかし、今後の日数管理を考えたり、福利厚生の一環で人材確保のツールとしても、有効な考え方となりそうです。